

青森公立大学学則の変更について

1 趣旨

教育職員免許法及び同法施行規則の改正により、平成31年4月1日から新たな制度による教職課程が開始されることから、本学においても国から教職課程再課程認定を受け、平成31年度以降も継続して教職課程を開設するため、これに伴う所要の変更を行うものである。

2 変更内容

教職課程の授業科目や必要単位数などを規定した別表第2について、科目区分の変更や新たな科目の追加など、国が示す教職課程コアカリキュラムに沿った内容に変更する。

3 施行期日

平成31年4月1日から施行する。

4 経過措置

改正後の別表2については、平成31年4月1日に入学する者から適用し、平成30年度以前に入学した者については、従前の例による。